

広島市ふるさと納税寄附金を活用したNPO法人支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市へのふるさと納税（平成31年総務省告示第179号によるふるさと納税をいう）による寄附金のうち、寄附者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）による本市の認証又は認定を受けた特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を指定して寄附をする「NPO法人を指定した寄附」、及び、その寄附を原資としたNPO法人への支援金の取扱いに関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。ただし、規則第6条、第10条、第11条、第12条、第15条、第16条、及び第17条の規定については、規則第27条の規定に基づき、この要綱では適用しないものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、公共的サービスの担い手となっているNPO法人の財政基盤を強化するとともに、市民等がともにNPO法人を育てる機運を高め、自主的、自発的な市民活動を促進することを目的とする。

(寄附金の受付)

第3条 寄附金は、寄附申出書（様式第1号）又は本市の指定するインターネットサイトにより、受け付けるものとする。

(寄附者による支援先NPO法人の指定)

第4条 寄附者は、支援金の対象団体（寄附者が指定できる団体。以下「対象団体」という。）の中から、1回の寄附につき、1団体を指定する。

(寄附金の取扱い)

第5条 市長が収納した寄附金は、前条により寄附者が指定した団体に対して支援金として交付する。

2 本市の責めに帰さない事由により、指定された団体に支援金を交付できない場合、又は当該団体から返還があった場合、公益信託広島市まちづくり活動支援基金（市民主体のまちづくり活動支援）への補助金に充当することとし、寄附者への返金を行わない。

(お礼状及びお礼の品)

第6条 寄附者から指定された団体は、支援金を収納した場合の感謝の意を表すため、団体が自ら作成したお礼状を寄附者に送付することができる。ただし、寄附者に関する情報を本市が当該団体に提供することに関し、寄附者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 団体は、本市が提供した寄附者に関する情報を前項の目的以外に用いてはならない。

3 本市及び寄附者から指定された団体は、寄附者に対し、お礼の品の提供を行わない。

(対象団体の要件)

第7条 団体の申請により次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合には、当該団体は支援金の対象団体となることができる。

(1) 団体に係る要件

① 法により市長が認証又は認定したNPO法人であること。

② 過去3年以上(団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以降)の事業活動や決算・財務の情報を、開示している又は開示を可能としていること。

③ 会員が納めるべき会費等の収入がある場合、会費等の集金を廃止することや、会費相当額を寄附金として会員に寄附させることなど、支援金を事実上の会費等に代わるものとして取り扱う意思がないこと。

④ 法第28条に規定する事業報告書等を市長へ提出していること。

⑤ 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団の統制下にある団体

ウ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

エ 役員に、暴力団の構成員等がいること。

(2) 活動に係る要件

① 本市内で1年以上の継続的な活動実績があること。

② 法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと。

③ 活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと。

(対象団体の登録)

第8条 対象団体として登録を受ける意思のある団体は、対象団体登録申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 誓約書(様式第2号の2)

(2) 寄附に係る個人情報の管理体制等について(様式第2号の3)

2 市長は、前項の団体について、第6条に規定する要件を満たしていると判断できた場合には、対象団体として登録し、当該団体に広島市ふるさと納税寄附金を活用したNPO支援対象団体登録決定通知書(様式3)により通知するとともに、市のホームページ等で対象団体名等を紹介することとする。

3 市長は、前項の団体について、第7条に規定する要件を満たしていると認められないときは、対象団体として登録しないことを決定し、当該団体に広島市ふるさと納税寄附金を活用したNPO支援対象団体不登録決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(登録の辞退)

第9条 前条の規定により対象団体として登録を受けた団体が、当該登録を辞退する場合には、対象団体辞退届(様式第5号)を提出するものとする。

(登録の抹消等)

第10条 対象団体に法令違反、定款や規約、本要綱への違反など、対象団体としてふさわしくない事象が発生した場合には、市長は当該団体に対し改善を要求するとともに、第8条第2項に定める紹介を中止し、改善されるまでの間支援金の交付を行わない。

2 前項による改善の要求を行った日から1年以上経過してもなお引き続き改善されない場合には、市長は対象団体の登録を抹消するものとする。

(支援金の交付等)

第11条 支援金の金額は、支援金を交付しようとする年度に市長が収納した寄附金額とし、市長はその金額を4月、7月、10月、1月の年度4回、広島市ふるさと納税寄附金受領通知書(様式第6号)により、当該対象団体に通知するものとする。

2 支援金の交付を希望する対象団体は、前項による通知後、次に掲げる書類を通知のあった年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 支援金交付申請書(様式第7号)

(2) その他、支援金の交付に必要な書類

3 市長は、前項に規定する書類の審査により、その内容が適正であると認める

ときは、支援金の交付を決定し、当該対象団体にその旨を広島市ふるさと納税寄附金を活用したNPO支援金交付決定通知書(様式第8号)にて通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

- 4 市長は、第3項の審査の結果、その内容が適正であると認められないときは、支援金を交付しない旨を決定し、当該対象団体に対して広島市ふるさと納税寄附金を活用したNPO支援金不交付決定通知書(様式第9号)にて、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(支援金交付の取消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、支援金の交付について、その全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 対象団体が、法令又はこの要綱に違反した場合
 - (2) 対象団体が、支援金を不正その他不適当な用途に使用した場合
- 2 前項により支援金の交付について、その全部若しくは一部を取り消し、又は変更するときは、当該対象団体に、広島市ふるさと納税寄附金を活用したNPO支援金取消・変更通知書(様式10)により、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により取り消し、又は変更した場合において、既に当該部分の支援金が交付されている場合、対象団体は、当該支援金の全部又は一部を返還するものとする。

(立入検査等)

第13条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、NPO法人に対し、支援金の使途等に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 対象団体は、支援金の交付を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第15条 対象団体は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、個人

の権利利益を害することのないよう、個人情報 を適正に取り扱うものとする。
なお、対象団体が、その業務の一部を外部委託等する場合においては、委託先
に対しても、個人情報に関する適正な取扱いを義務付けるものとする。

- 2 対象団体において、個人情報の流出などの事故又は事故につながるおそれ
のある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するために必要な措置を
講じるとともに、すみやかに市長に報告するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、
市民局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月10日より施行する。